

経営上の重要な契約に関する開示、議論

—金融審議会ディスクロージャーWG

去る1月19日、金融審議会は第5回ディスクロージャーワーキング・グループ（座長・神田秀樹・学習院大学大学院法務研究科教授）をオンラインで開催した。

今回のWGでは、投資家の投資判断との関係で「重要な契約」については各国とも開示が求められているが、諸外国と比較して、わが国では十分な情報開示が行われていない事例がみられるとの指摘があるとして、経営上の重要な契約に関する開示について、議論が行われた。

企業・株主間の契約

事務局から、企業の経営に関する会社・株主間の契約のうち、投資家の投資判断にとって重要な影響を与え得るものの例として、次の論点が示された。

(1) 企業のガバナンス

企業のガバナンスに関する合意の開示についての主な論点は図表1のとおり。

委員からは、「経営者の支配強化や、経営者裁量の制限に関する契約は開示すべき」、「作成

者としては負担が大きいので、事前協議や通知までは含めず、法的拘束力のある契約に限るべき」などの意見が聞かれた。

(2) 株主の保有株式

株主の保有株式に関する合意の開示についての主な論点は図表2のとおり。

委員からは、「保有比率5%ではなく、総会招集請求権がある3%からにすべき」、「大量保有報告書の5%ルールとの整合性を図る必要がある」などの意見が聞かれた。

コベナント

(ローン、社債)

重要性のあるコベナントが付されたローン・社債に関して、融資借入契約または社債等の概要、コベナントの内容、重要な契約の変更・解約やコベナント抵

(図表1) 企業のガバナンスに関する合意における論点

①	以下の合意の内容を含む契約を開示するか。 ・役員候補者指名権(株主が会社の役員の一部について、候補者を指名する権利) ・議決権行使内容の拘束(株主による議決権行使に一定の制限や条件を付す) ・事前承諾事項(会社による一定の行為につき、株主の事前の承諾を条件とする)
②	①について企業のガバナンスに与える影響を開示するか。
③	契約当事者株主の保有比率にかかわらず、開示が必要か。

(図表2) 株主の保有株式に関する合意における論点

①	合意について保有比率が5%以上の株主は大量保有報告書で開示しているが、企業へも開示を求めらるか。
②	以下の合意の内容を含む契約を開示するか。 ・保有株式の譲渡等の禁止・制限 ・保有株式の買増しの禁止 ・株式の保有比率の維持 ・契約解消時の保有株式の売渡請求
③	契約を締結する経営上の目的・効果を開示するか。

触があった場合の内容といった情報の開示が論点として示された。

委員からは、「IFRSで求められる程度の開示が必要では」といった意見が聞かれた。

その他の経営上の重要な契約

その他の論点として、わが国の実務を踏まえつつ、諸外国並みに内容の充実を図るため、現在よりも開示すべき事項・内容を明確化することが示された。委員からは、「開示すべきかどうかの重要性が問題。企業に積極的な開示を促すために好事例集やガイダンスが必要では」との意見が多く聞かれた。

セール・アンド・リースバック取引の取扱い等、検討

—ASBJ、リース会計専門委

去る1月17日、企業会計基準委員会第108回リース会計専門委員会を開催した。

第449回親委員会（2021年2月10日号（No.1602）情報ダイジェスト参照）等で議論されたセール・アンド・リースバック取引について、その際の意見を踏まえ、次の論点が議論された。

セール・アンド・リースバック取引の売手である借手の会計処理

計処理

事務局からは、次の案が示された。

・改正リース会計基準がIFRS 16号「リース」の単一モデルを基礎として開発を行っているものであり、IFRS 16号の考え方（資産の譲渡が買手である貸手に移転された権利に係る利得または損失の金額のみを認識）を基礎とする。
・セール・アンド・リースバック取引を業としている場合の総額か純額かの論点については、IFRS 16号同様、詳細

なガイダンスを設けない。

専門委員からは、「事務局案に反対。米国基準トピック842の売却損益の全額を認識する方式のほうが簡潔でわかりやすい」、「セール・アンド・リースバック取引自体が、取引数も少なく、両方式の選択制にしても比較可能性を損なわないのでは」との意見が聞かれた。事務局からは「もう少し分析を加えて検討する」との回答があった。

一括借上契約と建設請負工事手である借手の会計処理

賃貸住宅のサブリース事業者が賃貸住宅オーナーから物件を一括借上げし、当該物件を入居者に転貸（サブリース）する一括借上契約と、建設請負工事と同時に締結される場合の会計処理について、議論された。

事務局より、セール・アンド・リースバック取引の定めを適用する対象として、売手である借手による資産の譲渡に係る収益について、次のように会計処理

を行う案が示された。

- ① 収益認識会計基準等に依り一時点で認識される「セール・アンド・リースバック取引の定めを適用し、売手である借手は、譲渡した資産について、買手である貸手に移転された部分に係る損益のみを計上する。
- ② 収益認識会計基準等に依り一定の期間にわたり認識される「セール・アンド・リースバック取引の定めを適用せず、収益認識取引とその後のリー

スを別個の取引として会計処理する。ただし、収益認識取引の対価とリース料に相互依存が存在し、これらの価格が独立販売価格などの通常の取引価格でないことが明らかなる場合、両者の価格の価格調整を行う。

専門委員からは、「この取引は、短期の請負工事が想定されており、①と②に分ける必要はないのではないか」との意見が聞かれた。

会計

セキユリティ・トークン等に係る公開草案の公表に向け、文案検討

—ASBJ、実務対応専門委

去る1月18日、企業会計基準委員会は第143回実務対応専門委員会を開催した。今回の主な検討内容は次のとおり。

ST関係

本誌既報のとおり(2月1日号 (No.1634) 情報ダイジェスト参照)、第471回の親委員会、電子記録移転有価証券表示権利(以下、「ST」という)等については、実務対応報告を公表する方針とされており、今回、その公開草案の文案を

もとにした審議のなかで、専門委員からは、売買の合意が成立した時点において発生および消滅の認識を行うことに関して「第三者對抗要件などが具備されないケースなども想定し、補足する文言を書き加えることを検討してはどうか」といった意見が出された。また、金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない場合に関し、「結論の背景に記載されているように、一部の信託受益権を指すのであれ

会計・監査
カナメの要

証憑はなぜ必要か

公認会計士
手塚 仙夫

会計・監査では、証憑は大変重要なものである。そんなことは当たり前で何を今さらといわれそうであるが、あらためてその意味を考えてみたい。

私は、証憑がある事実の存在を立証する証拠として考えている。少し極端な例を説明すると、ある事実の存在を立証する必要がなければ、証憑は保管しなくてもよいかもしれない。たとえば、家計簿を考えてみた場合、領収書等の証憑は自分の家計管理のために必要であれば保管する意味があるが、その必要がなければ証憑はなくてもかまわない。

すなわち、自分以外の者に説明する必要がなければ、証憑はなくてもかまわないのである。しかし、他の者に対し説明責任を負っているもの、たとえば会社が作成する財務諸表などは、事実の存在を立証する証憑は大変重要なものであり、一定期間保存しておく必要がある。

ここで重要なことは、証憑は事実の存在を立証するものでなければならぬということである。さらに念を押すならば、証憑は常に事実の存在を立証できるかという点ではない。架空取引のために偽造された証憑

は、事実の存在を立証できないので、証憑としての意味を持たない。したがって、本来の意味での証憑であるかどうかの確認は、見極めとして大切である。証憑が存在するから、その取引は事実として信頼できるのではなく、その取引が事実であるためには、証憑が正しいものであることを説明できなければならない。

このように考えると、証憑は正しいルートで事実としての取引の過程から適正に入手されたものであることが必要であるが、これを誰が保証できるかが問題である。時折発覚する不正会計には、多くの場合、証憑が存在する。しかし、不正会計に関する証憑は通常は偽造されている。この偽造は、不正会計を行った会社の首謀者によって作成されることもあるが、第三者を巻き込んで作成される場合もあり、証憑の真偽の判断は簡単ではない場合も多い。

ここに監査の難しさがあるが、証憑を物理的にチェックして真偽を見極めることは、稀に印鑑がいつもものと相違するなどの場合もあるが通常はそう簡単ではない。そこで必要となるものが、組織的に偽造証憑を発見・

防止するシステム、すなわち内部統制システムである。

このコラムでも折に触れて説明してきたが、この証憑の信頼性を確保するという観点からも考えてみる必要がある。そのためには、会社の取引が会社の事業目的、事業計画に裏づけられたものであり、その取引先については適正であるということが、内部統制システムのなかで確認できるようなものでなければならない。

このように、証憑の信頼性を保証するシステムとともに入手・保管されたものであるかどうかを、監査では確認したうえで証拠として採用できるかどうか判断しなければならない。

もう一度繰り返すが、証憑があるからその取引は実在するのではなく、信頼できる内部統制システムにより保護されている証憑の存在があるから、当該取引は実在し信頼できると判断することができるのである。限られた監査時間のなかで、なにはともあれ証憑はないかという切羽詰まった状況で、急に出てきた証憑をあわただしく証拠として採用してしまつたことは避けたいものである。

ば、その旨を会計処理の規定に
具体的に記述してはどうか」と
いう意見が聞かれた。これらに
対して事務局は、「検討する」
と回答した。

ICOトークン関係

ST等に関する公開草案と同
時に「資金決済法における暗号
資産に該当するICOトークン
の発行及び保有に係る会計処理
に関する論点の整理」の公表が
予定されている。

本論点整理では、ST等につ
いて実務対応報告で取り扱わな
いこととされた論点についても、
あわせて関係者からの意見を募
り、そこでの要望に基づき、別
途の対応を図ることの可否を判
断するとの考えが示されている。

この点も踏まえ、論点の整理
の文案に次の論点が示された。

- 会計処理に関する論点
 - ・株式会社以外の会社に準ずる事業体等における発行および保有の会計処理
- ST等の発行者における会計処理に関する論点
 - ・株式または社債をST等として発行する場合に財またはサービスの提供を受ける権利が付与されるとき会計処理

・暗号資産建てのST等の発行の会計処理
●ST等の保有者における会計処理に関する論点
・組合等の会計処理

また、先の親委員会で示され
たICOトークンの発行取引
(論点2)については、発行者
が財またはサービスを提供する
義務を負担するとしても、その
財またはサービスの経済的価値
が調達した資金の額に比して著
しく僅少であるケースの存在が

会計

ECLモデルとCECLモデルの開示例を分析—ASBJ、金融商品専門委

去る1月21日、企業会計基準
委員会は第175回金融商品専
門委員会を開催した。

前回(2022年2月1日
号(No.1634)情報ダイジェ
スト参照)の議論を踏まえ、金
融資産の減損に関する会計基準
の開発におけるステップ0およ
び1の検討に関して、事務局が
欧州金融機関の開示例をもとに
行った分析が検討された。

聞かれており、そうした状況下
で、等価交換を前提に会計処理
を考えるべきか否かが問題とな
るといふ考えが示された。
専門委員からは、「等価交換
を前提とする具体的な取引のイ
メージがしづらく、回答するこ
とが難しいのではないかな」など
の意見が聞かれた。これに対し
て、事務局は、「なるべく個別
具体的な事例を挙げたいところ
ではあるが、事例数に乏しく、
提示することができないという
のが現状である」とした。

ECLモデル(IFRS基準)
における相対的アプローチ
信用リスクの著しい増大(S
ICR)の評価

IFRS9号「金融商品」を通
用する場合、主要な原則および明
確化に関する定めのうち、全期間
の債務不履行リスクについて、調
査対象としたすべての銀行(14行)
が債務不履行リスクを定性評価
だけでなく、デフォルト確率の変
化に基づく定量評価を用いてい
るとの開示を行っていた。重要性
に応じて損失率を用いたアプロ

チ等を使用した事例もみられ、評
価アプローチの使い分けが行わ
れている可能性があるとした。
また、開示の調査対象とした
銀行は、次のいずれかまたは組
み合せてデフォルトを定義して
いると説明された。

- ① 支払期日を90日以上経過
- ② 支払の可能性が低いと考えられる資産
- ③ 自己資本規制上、定義される不良債権

事務局の分析に対し、専門委
員からは「デフォルトの定義を
日本基準に導入した場合、過去

に遡って適用することは難しい
面もあると考えられる。今後、
適用時の定めも検討したほうが
よいのでは」といった意見が聞
かれた。事務局は「指摘いただ
いた点は基準作成において、重
要な点と考えている」とした。

ECLモデルとCECLモデル(米国基準)における予想信用損失の測定

日本基準における信用リスク
管理や引当実務との整合性を検
討するため、銀行等の金融機関
における貸付金に焦点を当て、
分析が行われた。
(1) 主な共通点
両モデルの主な共通点とし

て、見積手法、将来予測的な情
報の織込みが挙げられた。

見積手法は両モデルとも、原
則主義的なアプローチを採用し
ているが、具体的な手法は定め
ず、各行が状況に応じて判断し
ていると示した。

(2) 主な相違点
両モデルの主な相違点は次の
とおり。

- ① 偏りのない確率加重金額
- ② 貨幣の時間価値
- ③ 合理的で裏づけ可能な将来予測を超える期間
- ④ 発生可能性の低いリスク

偏りのない確率加重金額につ
いて、ECLモデルでは複数シ
ナリオに基づく算定が求められ
ているが、CECLモデルでは
複数シナリオによる確率加重平
均を用いることを明示的に示し
ていないため、中小規模の銀行
において単一シナリオを用いる
かどうかの実務判断に影響して
いる可能性があるとした。

専門委員からは「すべての銀
行に複数シナリオを求めること
は事務上困難であると考えられ
るため、単一シナリオも可能と
する考えも残しておいたほうが
よいのでは」との指摘があった。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
1月19日	免税事業者及び先送りのインボイス制度に関するQ&A	財務省・公取委・経産省・中小企業庁・国交省	消費税のインボイス制度に関し、免税事業者やその取引先の対応に関する考え方を明らかにした。免税事業者との取引における取引条件を見直す際の、独占禁止法等において問題となる行為などについてもまとめられている。 https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/20220119menzeiq_a_2.pdf	—
1月21日	企業会計基準等における「廃止」についての考え方	ASBJ	公表された企業会計基準等における「廃止」についての考え方と、今後の対応を示すもの。今後新たに開発・改正する企業会計基準等には、「廃止」という用語を用いず、適用関係を明確に記載する。また、過年度財務諸表に廃止された企業会計基準等が適用されることがあるため、ASBJのHPにて、「適用が終了した企業会計基準等」として、これまで「廃止」に伴い削除していた企業会計基準等も含めて、掲載する。 https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/adjustment-202201_02.pdf	—

金融

日銀の政策転換に必要な経済政策

日銀は1月17、18日に開催した金融政策決定会合で、現状の金融政策を維持するとともに、2022年度の物価上昇見通しを0.9%から1.1%に、実質GDPの伸び率を2.9%から3.8%に引き上げた。ただし、物価上昇率、経済成長率ともに前回10月の見通しから上方修正したものの、インフレ抑制のために金融引締めに向けた強い姿勢を示している欧米の中央銀行とは異なり、明確な政策転換を示すには至っていない。

物価上昇に関しては、当面、携帯電話通信料下落の影響がなくなるなか、エネルギー価格の上昇は続き、全体として物価を押し上げる。その後、上昇の中心がエネルギー価格からマクロ的な需給ギャップの改善に入れ替わり、予想物価上昇率の高まりも加わり、1%程度の上昇が続くとしている。また成長と物価のリスクバランスは、目先の成長は下方リスクをみているが、その後は上下にバランス、物価は上下にバランスしているとし、米連邦準備制度理事会(FRB)のインフレリスクに対す

る警戒感とは一線を画している。金融政策をめぐる直近の外部環境としては、物価上昇に対する資源価格の影響は日米共通だが、アメリカの場合は日本と異なり産油国であること、為替による影響が小さいこと、労働市場における賃金の上昇が顕著など、日本とは異なる状況がある。目先、日銀の見通しどおりの物価上昇シナリオとなる場合でも、資源高や円安はコスト

押し上げ型の物価上昇要因となるので、マクロ需給ギャップ改善のために、労働市場における賃上げは重要となる。最初はコスト押し上げ型でも最終的に総需要押し上げに寄与するため2022年度の税制改正に盛り込まれた「賃上げ税制」は1つの方策だ。いずれにしても、物価上昇と総需要拡大の好循環が実現しなければ、日銀が米FRBのような形で金融緩和策の出口戦略を図ることは困難と考えられ、その前提となる経済政策が岸田政権に問われている。

2022年、世界経済はオミクロン株が猛威を振るうなか、恐る恐る動き出した。経済成長とするものの、主要国では株価の弱さが続いている。米株価の低迷が世界同時株安をもたらしているとの見方もある。米経済ではインフレ率の上昇が続き、連邦準備制度理事会(FRB)の金融政策は量的緩和、利上げとも株式市場がこれまで予想してきたシナリオより強硬路線へ

転換するのではないかと、という懸念が強まってきた。この結果、市場心理が弱気になってきたといえる。アメリカ以外の国も程度の差はあれ、インフレが従来予想より進行しており、米株式市場の弱気ムードに追随しやすくなっているとみられる。

FRBはインフレの急上昇は一過性という判断で、量的緩和縮小や金利引上げのシナリオを描いてきた。しかし、最近の物価の動きをみて、一過性の判断を修正しつつある気配もある。FRBの政策は次第に追い込まれる形でタカ派色を帯びてきたともみられる。FRBがインフレ進行をどう判断し、それに基

づく金融政策をどう展開していくのかが注目される。日本市場は米市場の動きを見守り、大勢としてそれに従っていくほかはない。ただ、日米の景気実勢の格差から、日本の利上げは当分の間、問題にならない。すると、アメリカの利上げによって、為替相場はどう動くかが注目される。最近、黒田日銀総裁は円安のプラス効果はマ

益が伸びるようであれば、株価は上昇してもおかしくない。しかし、急激なインフレを抑制するために、金融の量的緩和を縮小する、金利を引き上げることが多い。それによって、株価下落となるのである。FRBはインフレの急上昇は一過性という判断で、量的緩和縮小や金利引上げのシナリオを描いてきた。しかし、最近の物価の動きをみて、一過性の判断を修正しつつある気配もある。FRBの政策は次第に追い込まれる形でタカ派色を帯びてきたともみられる。FRBがインフレ進行をどう判断し、それに基

づく金融政策をどう展開していくのかが注目される。日本市場は米市場の動きを見守り、大勢としてそれに従っていくほかはない。ただ、日米の景気実勢の格差から、日本の利上げは当分の間、問題にならない。すると、アメリカの利上げによって、為替相場はどう動くかが注目される。最近、黒田日銀総裁は円安のプラス効果はマ

元来、金利が上昇しても企業収益は必然的に悪化するわけではないため、株価下落も必然ではない。金利上昇以上に企業取

合、日米の株価の方向が異なることも考えられる。

証 券

米市場を見守る世界各国の株式市場

2022年、世界経済はオミクロン株が猛威を振るうなか、恐る恐る動き出した。経済成長とするものの、主要国では株価の弱さが続いている。米株価の低迷が世界同時株安をもたらしているとの見方もある。米経済ではインフレ率の上昇が続き、連邦準備制度理事会(FRB)の金融政策は量的緩和、利上げとも株式市場がこれまで予想してきたシナリオより強硬路線へ

転換するのではないかと、という懸念が強まってきた。この結果、市場心理が弱気になってきたといえる。アメリカ以外の国も程度の差はあれ、インフレが従来予想より進行しており、米株式市場の弱気ムードに追随しやすくなっているとみられる。

元来、金利が上昇しても企業収益は必然的に悪化するわけではないため、株価下落も必然ではない。金利上昇以上に企業取

合、日米の株価の方向が異なることも考えられる。